STOP 消費者トラブル通信 No. 7

発行　令和３年 11 月
金沢市ダイバーシティ人権政策課
(076)220-2095

排水管の点検や洗浄の勧誘

事業者が「排水管を無料点検する」と訪問し依頼したら高圧洗浄を進められた。その場の雰囲気でよく考えないまま契約したが、高額で契約書もなく信用できる事業者なのか心配になってきた。キャンセルできるだろうか。

相談員からアドバイス
「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう。
料金の条件や内容は慎重に確認し、事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。

個人情報を得るための詐欺サイト

「【○○銀行】セキュリティ強化のため、お客様の口座を一時停止しました。再開手続きはこちらから」というメールが来たので、画面の指示に従い、ID とパスワードを入力してしまった。

相談員からアドバイス
メールは金融機関や大手企業を装っていることがあります。知っている企業からのメールでもすぐに信用しないでください。メール本文中の URL は安易にクリックしないようにしましょう。URL のリンクからではなく、公式ホームページから確認するようにしましょう。

「火災保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者にご注意！

訪問してきた事業者に「台風で損害を受けているかもしれない。保険金の請求期限が迫っている。調査は無料。該当する時は申請手続き代行をします。」と勧誘を受け契約書に署名したが、不審に思えてきた。クーリング・オフできるか。

相談員からアドバイス
請求期限が迫っている等と契約を急かされても、安易に契約しないようにしましょう。申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

１回だけのつもりが定期購入に！

インターネットの通信販売で、割引価格の健康食品を１回だけ試すつもりで購入したところ、同じ商品が翌月も送られてきた。広告を再度確認すると、「3 回以上の商品購入が条件」と書かれていた。解約・返品できるか？

相談員からアドバイス
健康食品などの通信販売で、「定期購入」が条件となっており、一定期間は解約できない契約が増えています。購入前には、販売サイトの広告表示や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをスクリーンショット等で残しましょう。

全国情報

海外から身に覚えのない荷物が届いた！

令和 3 年の特定商取引法改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、事業者が金銭を得ようとして一方的に送りつけた商品については、消費者は直ちに処分することができるようになりました。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務が生じることはありません。法律上の規定は、海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。

お困りの際にはお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン 188）にご相談ください。

通話録音装置や留守番電話を活用し、知人以外の電話には直接出ないこともトラブルを避ける一つの方法です。

金沢市では通話録音装置の無償貸出を行っています。

○対象
市内在住の 65 歳以上の方で、一人暮らし・高齢者のみの世帯・日中高齢者のみとなる世帯に限ります。

○問合せ・申込み
金沢市ダイバーシティ人権政策課
TEL 076-220-2095